

えすけっと通信

R5
8月

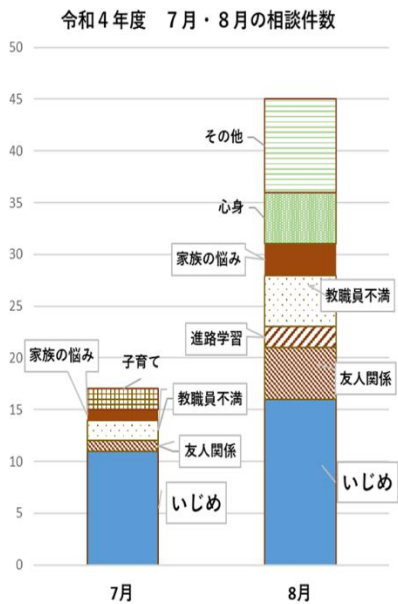
～学校・関係機関の皆様に向けて、当相談室の活動状況等をお伝えするための広報誌です～

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET は、今年6月1日に開設から4年目を迎えました。日頃より学校・関係機関の皆様にご協力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、学校は夏休みを終え、1学期のまとめに取り組まれている時期だと思えます。昨年の S-KET の相談件数を振り返ると、右のグラフのように8月に急増していることが分かります。夏休みが終わる直前や夏休み明けに相談件数が増え、「いじめ」や「友人関係の悩み」に関する相談が多く寄せられました。

学校が再開したこの時期、夏休み前と比べて、一人でいることが多かったり、人間関係に変化があったりする児童生徒はいないでしょうか。昨年度の相談内容を参考にいただき、なお一層、児童生徒の様子について心配りをしながら見守っていただければと思います。

今後も、S-KET は、相談者の声に傾聴するとともに、相談者と学校の調整を図っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



S-KET では、児童生徒とその保護者のいじめ等に関する悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。

◆ S-KETでの相談の流れ(例) ◆

必要に応じて、児童生徒にご紹介ください。

相談(電話・メール)

(内容)

- ・友達が怖くて学校に行きたくない。
- ・先生に気持ちを伝えられない。
 - ・誰に悩みを伝えれば解決するのかわからない。



相談員

相談の概要をお聞きして、専門員との面接相談をご案内します。お困りごとや悩みの解決に向けてお手伝いをします。



専門員

- ・いじめ問題に詳しい弁護士や臨床心理士が相談員の聞き取りを基に、相談者と S-KET での面接や電話相談をして、今後どうしていくのがよいかを一緒に考えます。
- ・専門的な立場から助言も行います。

相談者からご希望があった場合は、情報提供や調整活動を行うこともあります。

情報提供(電話)

相談者の同意を得て、学校に相談の内容や相談者のお気持ち等を伝えます。

調整活動(電話・訪問)

学校に情報提供した上で対応状況についてお聞きし、学校側のお考えを相談者に伝えます。必要な場合は専門員と相談員が学校に出向き、相談者と学校の面談に同席して、児童生徒が安心して過ごせる環境を整えるために話し合いを行います。



S-KET 専門員より ～いじめ防止対策推進法 施行 10 年を迎えて～



いじめ防止対策推進法がまもなく施行 10 年を迎えます。同法では、いじめの定義、国や地方公共団体・学校・地域住民・家庭等が連携していじめ問題克服を目指すこと、重大事態への対処等、様々なことが定められています。特に、いじめの定義は広く捉えられており、加害側の「いじめ・攻撃の意図」の有無を問わないのが特徴的です。一方で、実際の「いじめ」においては、加害側の子は「いじめのつもりはなかった」「ふざけていただけ」「よかれと思って言った」という認識であることも少なくないと思います。こうしたタイプのいじめは、仙台市教育委員会のいじめ対策ハンドブック（令和 2 年度）では「無自覚ないじめ」として解説されています。

「自分がされたくないことは相手に対してもしない」という指導をしても、「自分は平気だから相手も平気のはず」と考える子もいます。他者と自分との共通性を前提とした指導が成り立ちにくくなってきている感があります。多様性が重要視される現代においては、自分と相手は違う存在であり受け止め方も違うということ、だからこそ相手のことを知ってお互いに尊重し合おうとする努力が大切であると子どもたちにも伝えていきたいものです。

これからの 10 年も、いじめの姿は変わっていくでしょう。しかしながら、いつの時代でも、「いじめって何だろう」と子どもと大人と一緒に考えることがスタートラインになります。また、学校だけではなく、家庭や地域でも「お互いを知る努力」を積み重ねていくことで、いじめの起きにくい社会が作られていくと思います。オンライン教育や AI の活用が進む時代でも、多様な他者と出会う場としての学校での学びの大切さをあらためて感じます。今後も、子どもたちの学校生活が安心安全なものとなるよう、S-KET も努めてまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

S-KET 専門員 久保順也

S-KET はこのような相談窓口です

- 対象者は、仙台市に住んでいる、または仙台市立の学校に在籍する児童生徒とその保護者です。
- 専門員と相談員が、一人一人の子どもにとって何が一番なのかを考え、悩みや苦しみの解決に向けてお手伝いします。医療や福祉面での対応が必要な場合は、アドバイザーも支援の検討に参加し、相談者の状況に応じた支援を行います。



電話相談

0120-303-836 (通話料無料)
または 022-395-8893



メール相談

s-ket@city.sendai.jp



面接相談

事前に予約をお受けして、
詳しくお話を伺います。

開設時間 月・水・木・土 10:00~17:00 / 火・金 12:00~19:00

※日曜祝日、年末年始を除く

学校・関係機関の皆様へ

相談者の支援にあたり、学校や関係機関との連携が必要な場合には、あらかじめ相談概要等を報告のうえ、対応を相談する場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

仙台市青葉区国分町 2-14-18 定禅寺パークビル 3 階



東京エレクトロン ホール宮城				勾当台公園 市民広場	勾当台公園 駅
定禅寺通	国分町通	東一番丁通			
S-KET 定禅寺パークビル 3F			仙台三越		



仙台市いじめ防止等対策ポータルサイト

はじめのいっほ

詳しくはホームページをご覧ください

発行：仙台市子ども若者局子ども若者支援部いじめ対策推進課